

平成24年度税制改正に関する要望書

平成23年7月

社団法人 全国乗用自動車連合会
会長 富田昌孝

平素は、タクシー事業に対しまして、格別なるご指導、ご鞭撻を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、タクシー事業は、地域に密着した輸送サービスであり、また、国民生活に欠かせない公共交通機関として、全国で年間約19億人以上のお客様に安全に・安心してご利用いただき、その社会的責任を果たすため日夜努力を続けております。

タクシー事業は、資本金1億円以下の事業者が99%(1千万円以下82%)を占める等、経営基盤の脆弱な中小事業者であり、マイカーの普及、地下鉄等の都市交通網の整備、地方の人口減少などにより輸送需要が減少してきていましたが、これに加えて長引く景気低迷の影響を強く受け、ついに一車当たりの営業収入が30年前の水準にまで急落するなど、極めて厳しい経営環境にある中、一昨年10月から施行された「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づき、指定された全国156の特定地域において設置された地域協議会での議論を踏まえ、タクシー事業の適正化・効率化とタクシーサービスの活性化に全力を挙げて取り組んで参りました。

しかしながら、本年3月に発生しました東日本大震災の影響は、これまでの取組みによる効果を遥かに上回るものであり、被災地以外の地域においても輸送需要は急激に減少し、営業収入はかつて経験したことが無いほど落ち込み、全国的に経営環境は危機的な状況にあります。

今後も法人タクシーが利用者ニーズに応じて安全・安心に加え質の高いサービスを提供し、公共交通機関としての使命を達成できるよう、税負担の軽減等の措置を別紙のとおり要望いたしますので、事情ご賢察の上、何とぞご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 消費税の特例措置を設けられたい。

[要望理由]

タクシーは、国民生活に欠かせないドア・ツー・ドアの公共交通機関として、健常者はもとより単独では移動できない高齢者、障害者にとって面的輸送に対応できる唯一の交通手段である。消費税を検討するにあたっては、高齢者、障害者等の生活インフラである交通手段を確保するため、欧州等で適用されている軽減税率の導入が不可欠である。

2. 事業所税を非課税とされたい。

[要望理由]

我が国の地域公共交通を形成する重要な公共交通機関と位置づけられているハイヤー・タクシー事業の事業所税について、現在、保有台数250台を超えるタクシー事業については1/2に軽減されているが、ハイヤー事業も含め、バス、トラック事業と同様全て非課税とされたい。

3. 自動車関係諸税の簡素化及び軽減措置の拡充を図られたい。

[要望理由]

自動車関係諸税については、道路特定財源の一般財源化により、既に課税根拠を喪失した自動車取得税、自動車重量税、燃料税、また、自動車取得税と消費税の二重課税、保有課税である自動車重量税は、保有段階では、既に自動車税、軽自動車税が課税されている、更に、10月から実施されようとしている地球温暖化対策税等様々な問題があり、自動車保有者には重課税となっている。従って、抜本的見直しを行い簡素化及び軽減措置を図られたい。

4. ユニバーサルデザインタクシーについて、税制上の優遇措置を講じられたい。

[要望理由]

高齢者、車いす使用者等を含め誰もが利用しやすいユニバーサルデザインタクシーは、移動する権利を担保する上で普及が望まれている。

については、ユニバーサルデザインタクシーについて、自動車取得税の非課税等税制上の優遇措置を講じられたい。